

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……一
- 貸金業法による行政処分……………(産業労働局金融部貸金業対策課) ……二
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課) ……二
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案(三件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・開発企画課) ……三
- 都市計画の案(七件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課・都市基盤部交通企画課・街路計画課・市街地整備部企画課) ……四
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……六
- 都市計画の案(二十件)……………(住宅政策本部住宅企画部企画経理課) ……六

告示

- 東京都告示第八百九十号
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

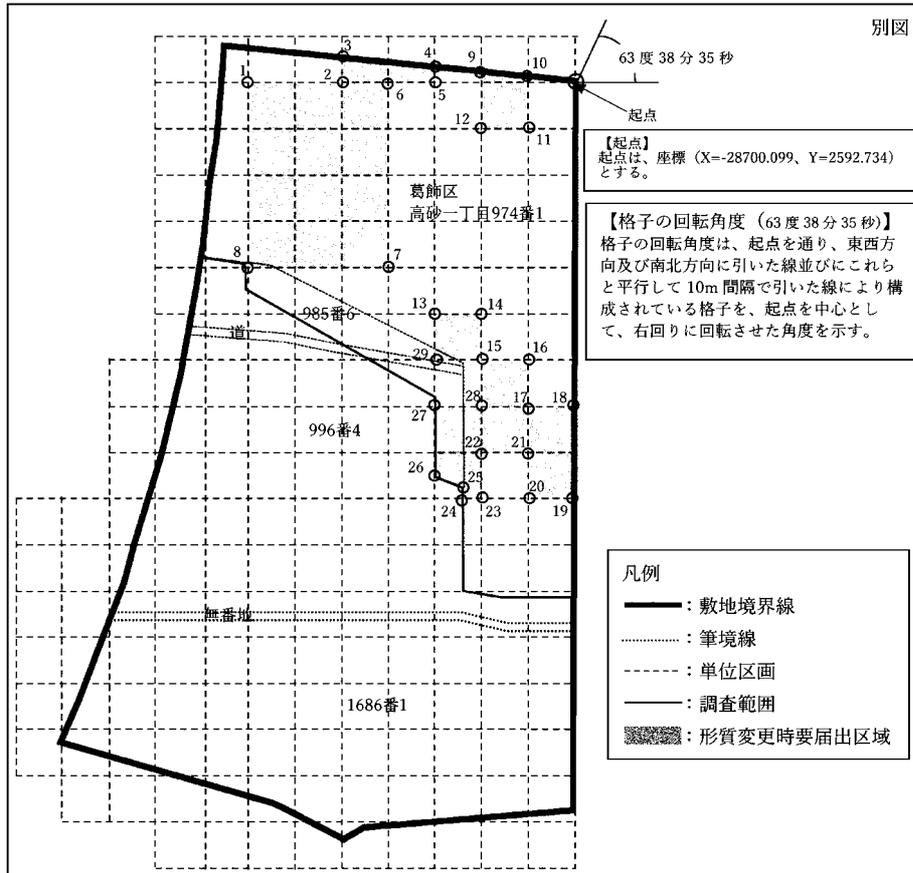
令和四年六月九日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区高砂一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



地点	X座標	Y座標	地点	X座標	Y座標
起点	-28700.099	2592.734	15	-28762.741	2601.451
1	-28731.177	2530.011	16	-28758.301	2610.412
2	-28722.297	2547.932	17	-28767.262	2614.851
3	-28717.258	2545.435	18	-28762.861	2623.734
4	-28710.395	2564.355	19	-28780.793	2632.591
5	-28713.418	2565.853	20	-28785.183	2623.731
6	-28717.858	2556.892	21	-28776.222	2619.291
7	-28753.700	2574.651	22	-28780.662	2610.331
8	-28767.019	2547.770	23	-28789.622	2614.770
9	-28706.963	2573.814	24	-28791.440	2611.102
10	-28703.531	2583.274	25	-28789.372	2610.083
11	-28713.499	2588.213	26	-28790.340	2603.966
12	-28717.939	2579.253	27	-28776.141	2596.931
13	-28758.220	2588.051	28	-28771.701	2605.891
14	-28753.781	2597.012	29	-28767.181	2592.491

(起点及び境界点の座標は、測量法(昭和24年法律第118号)の規定により世界測地系座標計算により作成した。)

●東京都告示第八百九十一号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の五第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

令和四年六月九日

東京都知事 小池百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名称 株式会社商工ビジネスバンク

(二) 氏名(法人の場合は代表者氏名) 塚田 陽一

(三) 主たる営業所の所在地 新宿区西新宿三丁目五番十二号 トーカン新宿第二キャスティーラ六百十一号

(四) 登録番号 東京都知事(1)第三一七四三三三

(五) 登録年月日 令和元年五月二十七日

二 処分年月日 令和四年五月二十五日

三 処分の内容 登録の取消し

四 適用条文 法第二十四条の六の五第一項第一号

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二

百四十三号) 第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ファクトチェック・イニシアティブ

二 代表者の氏名

瀬川 至朗

主たる事務所の所在地

三 主たる事務所の所在地

港区芝四丁目七番一号 西山ビル四階

一 名称

特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパン

二 代表者の氏名

浦辺 徹郎

三 主たる事務所の所在地

文京区弥生二丁目一番一号 東京大学大学院農学生命科学研究科

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することが

できる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

二 縦覧場所

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

品川駅西口地区地区計画

品川駅西口地区地区計画

品川駅西口地区地区計画

品川駅西口地区地区計画

二 縦覧場所

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することが

できる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

二 縦覧場所

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

品川駅西口地区地区計画

品川駅西口地区地区計画

品川駅西口地区地区計画

品川駅西口地区地区計画

二 縦覧場所

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することが

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
追加する部分
東京都都市計画都市再生特別地区(新宿駅西南口地区)
新宿区西新宿二丁目及び渋谷区代々木二丁目各地内

二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに新宿区役所及び渋谷区役所
公告の日から二週間

三 縦覧期間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。
令和四年六月九日
東京都知事 小池百合子

一 都市計画の種類
東京都都市計画用途地域
第一種低層住居専用地域
削除する部分
世田谷区上祖師谷二丁目地内

第一種中高層住居専用地域
追加する部分
世田谷区上祖師谷二丁目地内
削除する部分
江戸川区東葛西八丁目地内
追加する部分
江戸川区東葛西八丁目地内

二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに世田谷区役所及び江戸川区役所
公告の日から二週間

三 縦覧期間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。
令和四年六月九日
東京都知事 小池百合子

一 都市計画の種類
東京都都市計画地区計画
北青山三丁目地区地区計画
追加する部分
港区北青山三丁目地内

変更する部分
港区北青山三丁目地内

二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び千代田区役所
公告の日から二週間

三 縦覧期間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。
令和四年六月九日
東京都知事 小池百合子

一 都市計画の種類
東京都都市計画地区計画
飯田橋駅西口地区地区計画
追加する部分
千代田区富士見二丁目地内
変更する部分
千代田区富士見二丁目及び飯田橋四丁目各地内

二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び千代田区役所

<p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画公園に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和四年六月九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都都市計画公園</p> <p>二 縦覧場所 追加する部分 第七・五・十 五号石神井公園 練馬区石神井台一丁目地内</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市整備局都市づくり政策部</p>
<p>京都市計画都市高速鉄道に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和四年六月九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都都市計画都市高速鉄道 第三号線 変更する部分</p> <p>二 縦覧場所 中央区日本橋一丁目及び渋谷区渋谷二丁目各地内</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和四年六月九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域</p>
<p>東京都市計画道路</p> <p>幹線街路補助 線街路第二百二十九号線 追加する部分 練馬区下石神井四丁目及び杉並区井草五丁目各地内 削除する部分 練馬区下石神井四丁目及び杉並区井草五丁目各地内</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに杉並区役所及び練馬区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画土地地区画整理事業に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和四年六月九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都市計画土地地区画整理事業 江戸川南部土 削除する部分</p>

地区画整理事業 江戸川区中葛西八丁目及び東葛西八丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び江戸川区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年六月九日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

昭島市宮沢町二丁目五百四十二番五

立川市柏町四丁目五十五番十一一〇一号

株式会社ユタカホームプラ

青梅市今寺三丁目三百七十九番三

西東京市北原町三丁目二十二番

株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東

京都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針

変更する部分

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに千代田区役所、中央区役所、港区役所、新宿区役所、文京区役所、台東区役所、墨田区役所、江東区役所、品川区役所、目黒区役所、大田区役所、世田谷区役所、渋谷区役所、中野区役所、杉並区役所、豊島区役所、北区役所、荒川区役所、板橋区役所、練馬区役所、足立区役所、葛飾区役所及び江戸川区役所

公告の日から二週間

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

東京都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二

項において準用する同法第十七条第一項の規定により、八王子都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

八王子都市計画住宅市街地の開発整備の方針

変更する部分

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び八王子市役所

二 縦覧場所

東京都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二

項において準用する同法第十七条第一項の規定により、立

川都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の

案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京

都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

立川都市計画住宅市街地の開発整備の方針

変更する部分
立川市、武蔵村山市及び東大和市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに立川市役所、武蔵村山市役所及び東大和市役所
公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、武蔵野都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域
武蔵野都市計画
変更する部分
武蔵野市の全域

住宅市街地の開発整備の方針

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び武蔵野市役所
公告の日から二週間

三 縦覧期間

意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、三鷹都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域
三鷹都市計画住宅市街地の開発整備の方針
三鷹市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び三鷹市役所
公告の日から二週間

三 縦覧期間

意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、府中市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域
府中市計画住宅市街地の開発整備の方針
府中市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び府中市役所
公告の日から二週間

三 縦覧期間

意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、調布都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域
調布都市計画住宅市街地の開発整備の方針
調布市及び狛江市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに調布市役所及び狛

江市役所

縦覧期間
公告の日から二週間

四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、青梅都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域

青梅都市計画住宅市街地の開発整備の方針
青梅市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び青梅市役所

三 縦覧期間
公告の日から二週間

四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、昭

島都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域

昭島都市計画住宅市街地の開発整備の方針
昭島市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び昭島市役所

三 縦覧期間
公告の日から二週間

四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、町田都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域

町田都市計画住宅市街地の開発整備の方針
変更する部分

宅市街地の開発整備の方針
町田市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び町田市役所

三 縦覧期間
公告の日から二週間

四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、小金井都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域

小金井都市計画住宅市街地の開発整備の方針
小金井市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び小金井市役所

三 縦覧期間
公告の日から二週間

四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、日野都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
日野都市計画住 変更する部分
宅市街地の開発 日野市の全域
整備の方針
- 二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び日野市役所
- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、小平都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
小平都市計画住 変更する部分
宅市街地の開発 小平市の全域
整備の方針
- 二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び小平市役所
- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、国分寺都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
国分寺都市計画 変更する部分
住宅市街地の開 国分寺市の全域
発整備の方針
- 二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び国分寺市役所
- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東村山都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東村山都市計画 変更する部分
住宅市街地の開 東村山市、清瀬市及び東久留米市
発整備の方針 の全域
- 二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)並びに東村山市役所、清
瀬市役所及び東久留米市役所
- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、国立都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

国立都市計画住宅市街地の開発 変更する部分

国立市の全域 整備の方針

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十二階北側) 及び国立市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、西東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

西東京都市計画 変更する部分

住宅市街地の開発 整備の方針

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画法(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び西東京市役所 公告の日から二週間

三 縦覧期間

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、福生都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

福生都市計画住宅市街地の開発 整備の方針

福生市、羽村市及び瑞穂町の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに福生市役所、羽村市役所及び瑞穂町役場

公告の日から二週間

三 縦覧期間

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、多摩都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

多摩都市計画住宅市街地の開発 整備の方針

多摩市及び稲城市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに多摩市役所及び稲城市役所

公告の日から二週間

三 縦覧期間

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、秋多都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
秋多都市計画住宅街地の開発整備の方針	変更する部分
縦覧場所	あきる野市及び日の出町の全域
二 縦覧期間	東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びにあきる野市役所及び日の出町役場
三 意見書の提出先	公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課	

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

